（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第三十七条

（厚生労働省組織令の一部改正）

第四条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）に基づく事業に関すること。

第百二十六条に次の一号を加える。

四　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく事業に関する企画及び立案に関すること（事業企画課及び事業管理課の所掌に属するものを除く。）。

第百三十条第一号中「並びに全国健康保険協会」を「、全国健康保険協会」に改め、「業務」の下に「並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく事業」を加える。

第百三十条の二第二号中「及び全国健康保険協会」を「、全国健康保険協会」に改め、「の事業」の下に「及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく事業」を加える。

附則第六条第一項中「附則第八条第一項及び第九条第一項」を「附則第九条及び第十条第一項」に、「第十一条第一項第十号」を「第十一条第一項第八号」に、「第百十条第一号及び第二号並びに第百十一条第一号」を「第百十条第一号から第三号までの規定」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を削る。

附則第七条第二項中「前条第六項」を「前条第五項」に改める。

附則第八条第三項中「附則第六条第六項」を「附則第六条第五項」に改める。

附則第九条第二項及び第三項を削る。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
厚生労働大臣　根本　匠

条約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十七号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約

日本国及びベルギー王国（フラマン語共同体、フランス語共同体、ドイツ語共同体、フランダース地域、ワロン地域及びブリュッセル首都圏地域を含む。）は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関し、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

2　この条約の適用上、いずれか一方の締約国の租税に関する法令の下において全面的に若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。この2の規定の適用上、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当該団体又は仕組みによって当該団体又は仕組みの持分を有する者に分配されるか否かを問わず、当該所得の全部又は一部が生ずる時において当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものとして、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該者に対して租税が課される場合をいう。

第二条　対象となる租税

1　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　日本国については、

(i)　所得税
(ii)　法人税
(iii)　復興特別所得税
(iv)　地方法人税
(v)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　ベルギーについては、

(i)　個人所得税
(ii)　法人所得税
(iii)　非営利団体税
(iv)　非居住者税
(v)　不動産に対する源泉徴収税

（前払税並びに(i)から(v)までに掲げる租税及び前払税に対する付加税を含む。）

（以下「ベルギーの租税」という。）

2　この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。